



消費生活サポーターだより No. 66

令和6年9月

長野県消費生活サポーターの皆様、こんにちは。朝夕日毎に涼しくなってきましたが、いかがお過ごしでしょうか。今月は、「訪問購入のトラブルに注意！」等を掲載しました。皆様の活動の参考にご覧ください。

知っておきたい役立つ情報

◎訪問購入のトラブルに注意！

購入業者が自宅に来て物品を買い取る訪問購入に関する相談が多く寄せられています。中には「一人で居る時に突然訪問を受け、目を離した隙に大事にしていた貴金属を持ち去られた」などといった、きっかけは訪問購入に見える犯罪がいの深刻なトラブル事例も複数寄せられています。事例をみると、主に80歳以上の女性が当事者となっていることから、特に注意していただきたいトラブルです。

【相談事例】

購入業者から「不用品を買い取り貧しい国に寄付する」と電話があった。何でも買い取ると言われたのと何か人の役にたつならと思い、訪問を了承した。男性二人が訪問して来たので自宅に入れ、不要な衣類やネックレス数点を数千円で買い取ってもらった。その際業者に「貴金属を見せてほしい」と言われたので、大切にしているダイヤ付きの金の指輪を見せたが売らなかった。後刻、業者が帰った後にその指輪がない事に気づいた。業者に盗まれたと思う。



(消費者庁イラスト集より)

トラブルにあわないために

- ▶突然訪問してきた購入業者は決して家に入れないようにしましょう。
- ▶購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- ▶購入業者から勧誘を受けて訪問を承諾する場合は、一人では対応しないようにしましょう。
- ▶トラブルになった場合や不安がある場合は、消費生活センターや警察に相談しましょう。

○身近な高齢者を守るために

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っているといわれています。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあり、親切にして信用させ、年金や貯蓄などの大切な財産を狙っています。高齢者は自宅に多くの時間があるため、電話勧誘販売や訪問購入による被害にあいやすいのも特徴です。

高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、不審な人間が出入りしていたり、困った様子が見えたりしないか等、日頃から高齢者の生活や言動、態度などを見守り、身近にいる周りの方が変化にいち早く気づくことがとても重要です。消費生活センター等への相談は、家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも可能です。

身近な高齢者がトラブルにあっているのではないかと気づいた場合は、できるだけ早く相談してください。

長野県からのお知らせ

◎令和6年度長野県消費者大学（オンライン講座）を開校します！

○実施方法

オンライン講座（オンデマンド配信予定）

○対象者

18歳以上で長野県内に在住の方（定員100名になり次第締切）

○講座の内容

- ・消費者問題の基礎知識
- ・最近の消費者被害の傾向と対策
- ・エシカル消費～思いやりの買い物～
- ・食品表示を活用した買い物のポイント
- ・人生100年時代生涯を見通したマネープラン など

○日程等

令和6年10/12(土),10/26(土),11/9(土),11/30(土),12/7(土)（10講座、1日2講座）

○申し込み方法

下記のグーグルフォーム（申込みフォーム）からお申し込みください。

<https://forms.gle/6ed7vUicyWARjAyy7>



※詳細については、下記長野県ホームページ（「消費生活情報」サイト）をご覧ください。 リンク先QRコード

<https://www.nagano-shohi.net/>



（消費者庁イラスト集より）

◎10月の食品ロス削減月間に「信州発もったいないキャンペーン」を実施します！

食品ロス削減のため、県民の皆様（消費者）に、買い物の際は消費期限・賞味期限間近の食品から順番にとること（てまえどり）や家庭で余った食材を残さず使っていただき、環境などに配慮したエシカル消費を実践していただくことを県内小売事業者（協力事業者）の皆様と呼び掛けます。

このキャンペーンは、フードロス問題の解決に取り組んでいる味の素株式会社との連携により、松本市出身の映画監督山崎貴氏が映像制作した「フードロス」(*)を活用し実施します。

この機会にぜひ「もったいない」の気持ちで、環境にやさしい行動を始めてみましょう！

※フードロスの詳細については下記味の素(株)ホームページをご覧ください。

<https://www.ajinomoto.co.jp/event/foodlosslla/>



リンク先QRコード



添付資料

○独立行政法人国民生活センター「きっかけは訪問購入？犯罪まがいの深刻なトラブル—こんな事例が寄せられています—」

○長野県消費者団体連絡協議会

「第11回消費者行政懇談会 消費者トラブルの事例研究と被害防止のワークショップのご案内」

○「防犯セミナー・防犯ボランティア地域交流会」のご案内

○くらしまる得秋号



あわせ信州

長野県 くらし安全・消費生活課 相談啓発係 担当：宮坂

電話：026-235-7286 FAX:026-235-7374

Eメール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

発行 長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課



長野県消費者被害防止啓発キャラクター
もシカっち